

陳 情 文 書 表

6陳情第18号

(仮称) 町会・自治会活性化推進条例の制定を^寫求める.....陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年6月¹⁹18日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6月19日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

(仮称)町会・自治会活性化推進条例の制定等を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。町会・自治会の活性化について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

先進自治体において制定が進んでいる(仮称)町会・自治会活性化推進条例の制定に向けて、学識経験者や町会・自治会の当事者の代表などを構成員とする策定委員会を設置すべく、必要な措置を講じてください。
町会や自治会の事務負担の軽減に向けて、IT技術の活用などの技術支援、補助制度を拡充してください。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 19 号

市議会の常任委員会の所掌範囲の再配分を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年6月¹⁹日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 ● 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19 日 9245				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
屋 成	屋 成	澤 根	山 浦	西 村	明 加 藤	高 橋



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6 月 19 日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊伸吾

市議会の常任委員会の所掌範囲の再配分を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。市議会の常任委員会の所掌範囲について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

小金井市議会の常任委員会は、審査時間に着目した場合、厚生文教委員会が異常に長時間となっており、夜間、深夜帯に及ぶことも珍しくありません。一方、総務企画委員会、建設環境委員会では、そういう状況はほぼありません。

現在の任期中に改善案を決めておかないと、次の任期も同様の事態が繰り返されるものと思われまます。

「福祉保健部」と「こども家庭部・教育委員会」を分離して新しい常任委員会を設置するのか、あるいは「教育委員会」だけを分離して総務企画委員会改め総務文教委員会に所掌させるのか、手法は種々考えられますが、何はともあれ、深夜議会防止の観点も含め、今の任期中に改善案を決めておくよう求めるものです。

以上

陳 情 文 書 表

6陳情第 20 号

小金井市議会の議員定数の削減を推進する旨の決議を求める.....陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

19
令和6年6月18日
(西暦2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19 日 9:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6 月 19 日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

小金井市議会の議員定数の削減を推進する旨の決議を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。小金井市議会の議員定数について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

小金井市議会の議員定数は、人口、行政面積が同等の自治体に比べると、2~3 議席ほど多すぎると指摘されています。したがって一定数の削減は必要であると考えられるところです。しかし、来年 3 月の市議選は現行の定数である 24 名のまま行われる可能性が高いとのことです。議員定数は代議制民主制という意味で慎重な議論が必要であるとは思いますが、少なくとも削減に向けた方向性が多数意思であることを確認いたしたく、削減推進の決議を可決していただきますようお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 21 号

フェスティバルコートとソコラ前広場の間に歩行者が安心して優先的に渡ることがで
 きる横断歩道の設置等を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年6月¹⁹日
 (西暦2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	(XXXX) XXXX - XXXX (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 6 月 19 日		9145	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



2024(令和6)年 6 月 19 日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊伸吾

フェスティバルコートとソコラ前広場の間に歩行者が安心して優先的に渡ることができる横断歩道の設置等を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。フェスティバルコートとソコラ前広場付近の交通安全について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

フェスティバルコートとソコラ前広場の間を東西に通る「ふれあい通り」は、コンセプトとしては歩行者優先道路とされていますが、交通規制上はそれを担保する具体策が講じられていません。横断歩道が設置されれば、歩行者が優先され、自動車は一時停止が義務付けられます。また横断歩道の前後は駐停車も禁止されます。第二地区再開発の完成後、非常に南北を往来する歩行者が増えています。安心して歩けるまちづくりをめざして、横断歩道の設置をお願い申し上げます。
また合わせて、ふれあい通りを走行する自動車に減速を促す実効性のある対策(目立つ路面標示など)もご検討願います。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第22号

(仮称) 小金井さくらの日の制定を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年6月¹⁹日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 [REDACTED] 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19 日		9245		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6 月 19 日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

(仮称)小金井さくらの日の制定を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。(仮称)小金井さくらの日の制定について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

- 1/ 本年は名勝小金井(サクラ)の文化財指定 100 周年に当たり、12 月にはお祝いする会の開催も予定されております。お祝いする会において、(仮称)小金井さくらの日の制定を発表できるよう、それに間に合うスケジュールで条例の制定を進めていただきますようお願い申し上げます。
- 2/ (仮称)小金井さくらの日は、たとえば観桜のために武蔵小金井仮乗降場が開設された 4 月 4 日など、名勝小金井(サクラ)の歴史を踏まえた設定をお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 23 号

東小金井駅nonowa北口の交通安全対策を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年6月19日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19 日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6月19日
小金井市東町
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

東小金井駅 nonowa 北口の交通安全対策を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。東小金井駅 nonowa 北口の交通安全対策について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

東小金井駅 nonowa 改札は、元々予定されていた改札ではなく、後から設置された改札のため、いくつかの問題点を抱えています。nonowa 北口を出た所にある東西道路は、東大通りと地蔵通りの交差点の信号待ちを嫌う自動車の双方向通行での抜け道となっており、通勤通学時間帯は歩行者や自転車と動線が交差し、危険な状態となっています。「横断者注意」などの目立つ色での路面標示や要所要所へのカーブミラーの設置など、総合的な交通安全対策をお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 24 号

武蔵小金井駅nonowa南口の東西通路に雨除けのひさし（シェルター）を設置すべく必要な協議を始めることを求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和6年6月18日
(西暦2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] (事務連絡先)				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 6 月 19 日		9:45	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6月19日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

武蔵小金井駅 nonowa 南口の東西通路に雨除けのひさし(シェルター)を設置すべく必要な協議を始めることを求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。武蔵小金井駅 nonowa 南口の東西通路に関して、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

武蔵小金井駅 nonowa 南口からイトーヨーカドーの北東端に至る東西通路は、駅前で非常に多くの通行者がいるにもかかわらず非常に狭く、とりわけ通勤通学の時間帯、雨天の場合は、傘をさしての歩行者の双方向通行に支障が生じています。nonowa 南口からイトーヨーカドー北東端付近まで、雨除けのひさし(シェルター)を設置すべく、通路の所有者であるマンションの管理組合、JR東日本との協議を始めさせていただきますようお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 25 号

武蔵小金井駅北口から東へ向かう市道の歩行者ゾーンの付け替えを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年6月¹⁹日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19 日					9:45
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6月19日
小金井市東町
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

武蔵小金井駅北口から東へ向かう市道の歩行者ゾーンの 付け替えを求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。武蔵小金井駅北口から東へ向かう市道について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

武蔵小金井駅北口から東(メガロス武蔵小金井方向)に向かう市道は、北側に歩行者ゾーンがありますが、南側にはありません。しかし、実際には南側を歩く歩行者も相当数になり、このため、小金井街道の信号の手前で左に寄せて停車した自動車が歩行者の通行の妨げになっています。そこで提案なのですが、セブンイレブンの西側から小金井街道までは南側を歩行者ゾーンとし、かつ、小金井街道の手前に関しては、自動車が歩行者ゾーンをふさがらないよう、オレンジ色のポールを数本立てるなどの措置をご検討願います。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 26 号

~~前市長の際、現設計での建築確認申請にストップをかけた市議会議員の内、現在は現設計で建てようとしている方々の氏名を明らかにすることを求める~~ 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

19
令和6年6月18日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19 日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6 月 19 日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

~~前市長の際、現設計での建築確認申請にストップをかけた市議会議員の内、現在は現設計で建てようとしている方々の氏名を明らかにすることを求める陳情書~~

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。小金井市の庁舎等建設について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

- 1/前市長の際、現設計での建築確認申請にストップをかけた市議会議員の内、現在は現設計で建てようとしている方々の氏名を明らかにしてください。
- 2/その時点で建築確認申請を行わなかったことにより、総事業費がどの程度膨張したのか、概算で構いませんので金額を明らかにしてください。
- 3/膨張した金額に見合うか、それ以上のコストダウン措置(ライフサイクルコスト的な措置も含む)を講じるべきだと考えますが、その方々が何か具体的な提案をしたのか検証してください。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 27 号

新議場^について、机や設備を可動式にし、議会利用がない日には多目的な市民利用がで
 きるようにすることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年6月¹⁹日
 (西暦2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() - (事務連絡先)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19 日 9:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年 6 月 19 日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊伸吾

新議場について、机や設備を可動式にし、議会利用がない日には多目的な市民利用ができるようにすることを求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。新議場について、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

新庁舎等建設の現行案(現設計)では、議場の机や設備は固定式とされています。しかし、議場の議会利用は年 40 日程度であり、議会が使用しない土日祝日等は多目的な市民利用を可能にすべきです。そのためには、先進自治体がおこなっているように、議場の机や設備を可動式にして、自由にレイアウトを変えられるようにしておく必要があります。聞くところでは、新議場は現在の議場の 2 倍以上の面積となり、よく理由はわかりませんが天井もホールのように高くすると聞いています。シアター形式、スクール形式、オープンスペースなど、多様なレイアウトにすることで、年間を通じて稼働するスペースになることが明らかです。あまり言いたくはありませんが、この程度の工夫にも背を向ける議員がいるのは信じ難い思いです。来年の 1 月から 3 月にかけて、本件に関する多年にわたる経緯について「報告集」を発行する予定ですので、市民が納得できる結果を出していただきたく存じます。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 28 号

恣意的に運用されている小金井市のHP作業に
秩序をもたすことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 ~~2024~~ 年 6 月 19 日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市緑所 [REDACTED]
	氏 名	佐々木 尚己 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 6 月 19 日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
屋敷	屋敷	澤根	山浦	西村	明加藤	亭下



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年6月19日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 恣意的に運用されている小金井市のHP作業に
秩序をもたらすことを求める陳情書

添付資料は「小金井市消防団第一分団の出勤手当の支給に関する調査報告書」に関するホームページ掲載伺の一部です。

これによると令和6年2月26日を書類提出日として、承諾された日から令和6年3月31日までが掲載期間となっています。

従って当該資料はほぼ1ヶ月ほどHP上に掲載され、その後消え去りました。

この件に関し、掲載期間の決め方について根拠を求めたところ、規定集にも現場ではこれに従っているという「小金井ホームページ掲載事務処理マニュアル」にも記述はなく、また部局担当者からは「期間について縛るものは特にない」との返事を頂きました。

それでは、どうやって日付を入れているのかと問うと「年度末」ということで、この日を選ばせてもらったということでした。

ところで、小金井市のHP上には「庁舎等複合施設建設事業の進捗状況について（令和6年5月現在）」というページが存在し、ここには「庁舎等複合施設建設事業 想定スケジュール（PDF：100KB）」という書類が挙げられております。

陳情者は、これについても、その掲載期間を聞きましたところ、こちらは、特に期間の定めはないということでした。

一旦は「年度末」という規則的な存在があるやに思ったのですが、他との齟齬をみせられるに及び、こと掲載期間の設定においては職員の方々が自由にやっておられるのだと得心いたしました。

もちろん、職員の方々にも多少の奔放さがあっても良いのですが、実はこの庁舎のコンテンツは、とある市議さんが、ご自分が、さる委員会で発言したら「さっそく載せてくださいました」と、さもご当人のお手柄のように仰っているものであり、すると職員さんは、あたかもその市議さんの意を体するように素早く行動したことになり、いやはや、これは小金井市も「議員からの口利き記録制度」を導入せねばの議論の端緒にもなりかねないと懸念する次第です。

一方、消防団の報告書については、タウンミーティングに出席された白井市長が市民の方からの指摘を受け、初めて、その状況を知り、早々に部局に指示を出され、現在は HP 上に再登場しております。

再掲にあたり、陳情者は部局に対して、市長からどのような指示があったかと聞いたところ、市長がなされた指示についてはご返答頂けずに、部内で検討した結果、書類の廃棄年限を掲載期間として再掲することにしましたとの返答を頂きました。

この顛末について、白井市長も部局も、これで事成れりとお思いになっている節があるのですが、実にこれは市長による口利きであり、まあ、市長は自治体においてはある種の独裁者ですから、口を利いたからと言って議員程には問題にはならないとして、それに対して、それでも決めるのは自分たちであるとばかりに、その時において、さもそれらしい理屈を持ち出してくる職員の自由奔放さにタガを嵌めることはできないものでしょうか。

当該報告書は、消防団に関係した議員ならびにそれを管理すべき部局にもかかる問題であり、ようは小金井市役所における不祥事の記録であるともいえる物です。従って、そういうものについての業務を職員が気ままに行っているとの実態は、当該問題への市長の関心や職員に対するガバナンス等への疑念を生むことになりかねません。

つきましては、現在、恣意的に運用されているホームページ掲載期間の設定に対し、しっかりとした根拠を定め、それに基づき執行することを求めます。

添付資料

小金井市ホームページ掲載伺 (各課 CMS 作成時課内決裁用)

至急

令和6年2月26日

記

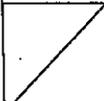
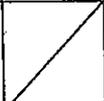
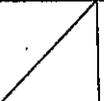
- 見出し又はタイトル
小金井市消防団第一分団の出動手当の支給に関する調査報告について
- 掲載期間
承認され次第公開 ~ 令和6年3月31日
- 掲載内容の概略、および掲載理由 (内容の確認については、公開イメージをプレビュー画面で確認、または印刷物などで確認のこと)

「小金井市消防団第一分団の出動手当の支給に関する調査報告について」を掲載するため。

上記のとおり、小金井市ホームページへ掲載してよろしいか伺います。

主管課(局・室)名	申請者氏名
地域安全課	神山 和哉 

防災消防係 

主任	係長	課長	次長	部長	副市長
					

— 掲 載 の 留 意 点 —

- 掲載内容の作成にあたっては、「小金井市ホームページ掲載事務処理マニュアル」に準じて作成を行なってください。
- 掲載内容を「市報こがねい」へも掲載する場合、記事内容によっては(例:先着順無料配布など)、掲載開始日について十分留意をし、「市報こがねい」にて情報を得る場合と情報取得の時間的差が出ないよう留意すること。
- 承認者は、内容を「公開イメージプレビュー」で確認を行なってください。
- 承認者は確認した結果、修正の必要が生じた場合、承認者は作成者へ理由を追加して差し戻すことが出来ます。